

改正規定 適用(予定)表

※下記の番号は、「船舶設備規程等の一部を改正する省令について」2. ①～⑥の番号に対応しています。

1. 乗降船設備(新造船にのみ適用)

現行		20GT	300GT	500GT	改正後(案)		20GT	300GT	500GT	
外航	旅客船	※1			外航	旅客船	※3			
	貨物船			※2		貨物船			※4	※3
	漁船			※2		漁船			※4	※3
内航	旅客船	※1			内航	旅客船	※4			
	貨物船			※2		貨物船			※4	
	漁船			※2		漁船			※4	

※1・裏面に板又は帆布を張ったもの

※2・裏面に板又は帆布を張ることを要しない
 ・乾舷が小さい船舶にあつては踏板として良い
 ・出入港が特定される船舶で、当該出入港に適用な舷梯がある場合には備えなくて良い

※3・MSC Circに従った乗降船設備であること
 ・乾舷が小さい船舶であつて、ポーディングランプを備えている船舶には、設備を要しない
 ・出入港が特定される船舶で、当該出入港に適用な舷梯がある場合には備えなくて良い
 ※4・MSC Circ又はJISに従った乗降船設備であること
 ・乾舷が小さい船舶であつて、ポーディングランプを備えている船舶には、設備を要しない
 ・出入港が特定される船舶で、当該出入港に適用な舷梯がある場合には備えなくて良い

2. 固定式鎮火性ガス消火器の要件強化(1994年現存船にのみ適用)

現行		20GT	改正後(案)		20GT
外航	旅客船	※1	外航	旅客船	※2
	貨物船	※1		貨物船	※2
	漁船	※1		漁船	※2
内航	旅客船	※1	内航	旅客船	※2
	貨物船	※1		貨物船	※2
	漁船	※1		漁船	※2

※1・平成6年10月1日以後建造着手の船舶に備え付ける固定式鎮火性ガス消火器には、貯蔵容器弁と対象区画室弁との独立制御が必要

※2・建造日にかかわらず、船舶に備え付ける固定式鎮火性ガス消火器には、貯蔵容器弁と対象区画室弁との独立制御が必要
 ・平成6年10月1日現存船は、2010年1月1日以後最初の上架検査の時期までに担保必要

3. 車両区域、Ro-Ro区域、特殊分類区域の排水設備の要件追加(新造船、現存船に適用)

現行		20GT	改正後(案)		20GT
外航	旅客船	※1	外航	旅客船	※2
	貨物船	※1		貨物船	※2
	漁船	※1		漁船	※2
内航	旅客船	※1	内航	旅客船	※2
	貨物船	※1		貨物船	※2
	漁船	※1		漁船	※2

※1・大量の水を噴射する固定式消火器が設けられている車両区域、Ro-Ro区域及び特殊分類区域に設ける排水設備

※2・大量の水を噴射する固定式消火器が設けられている車両区域、Ro-Ro区域及び特殊分類区域に設ける排水設備について詰まり防止措置要件の追加
 現存船は、2010年1月1日以降最初の定期的検査の時期までに設置

改正規定 適用(予定)表

4. レーダー・トランスポンダーの代替設備(AIS-SART)の設定(新造船、現存船に適用)

現行

20GT

外航	旅客船	※1	
	貨物船	※2	※1
	漁船	※2	※1
内航	旅客船	※2	※1
	貨物船	※2	※1
	漁船	※2	※1

改正後(案)

20GT

外航	旅客船	※3	
	貨物船	※4	※3
	漁船	※4	※3
内航	旅客船	※4	※3
	貨物船	※4	※3
	漁船	※4	※3

- ※1・レーダー・トランスポンダーの設置必要
(平水船舶、限定沿海船等を除く。)
- ※2・小型船舶用レーダー・トランスポンダーの設置必要
(二時間限定沿海船舶、沿岸小型船舶、平水船舶を除く。)
(全沿海船は国土交通大臣が認める同様の機能を有する設備に代替可能)

- ※3・レーダー・トランスポンダー又はAIS-SARTの設置必要
(平水船舶、限定沿海船等を除く。)
- ※4・小型船舶用レーダー・トランスポンダー又は
小型船舶用AIS-SARTの設置必要
(二時間限定沿海船舶、沿岸小型船舶、平水船舶を除く。)
(全沿海船は国土交通大臣が認める同様の機能を有する設備に代替可能)

6. 持ち運び式消火器の設置位置のMSC統一解釈導入(新造船にのみ適用)

現行

20GT 500GT 1,000GT

外航	旅客船	※1		
	貨物船		※2	※1
	漁船		※2	
内航	旅客船		※3	※1
	貨物船			※2 ※4
	漁船		※2	

改正後(案)

20GT 500GT 1,000GT

外航	旅客船	※5		
	貨物船		※2	※5
	漁船		※2	
内航	旅客船		※6	※5
	貨物船			※7
	漁船		※2	

- ※1・設置位置を規定
- ※2・居住区域、業務区域は消火器の総数のみ規定
- ※3・沿海、平水船舶は設置場所を一部緩和(係留船を除く)
 - ・近海、遠洋船舶は設置位置を規定
- ※4・限定近海、沿海、平水船舶は
 - 居住区域、業務区域は消火器の総数のみ規定
 - ・全近海、遠洋船舶は設置位置を規定

- ※5・設置位置を規定 (MSC統一解釈準拠)
- ※6・沿海、平水船舶は設置場所を一部緩和(係留船を除く)
 - ・近海、遠洋船舶は設置位置を規定 (MSC統一解釈準拠)
- ※7・限定近海、沿海、平水船舶は
 - 居住区域、業務区域は消火器の総数のみ規定
 - ・全近海、遠洋船舶は設置位置を規定 (MSC統一解釈準拠)